

納税証明書

一部開示を

県情報公開審が答申

県情報公開審査会は十二日、亀山市の男性が情報公開請求し、県が非開示とした公文書について、一部を開示するよう鈴木英敬知事に答申した。

対象の公文書は、鈴鹿市の産業廃棄物処理業者の申

請・届出書類に添付されていた納税証明書。同審査会は、「納付すべき税額」と「法定納期限等」の二カ所について、「開示により、事業者の権利利益を害するものとまでは認められない」と判断した。

男性は、納税証明書の全部開示を求めて今年三月に同審査会に異議を申し立てたが、「納税済額」や「未納税額」などほかの部分については「事業者に重大な不利益をもたらす可能性も否定できない」として、非開示は妥当とした。